

贈呈

報

2002

第159号

〔特集／座談会〕
最高裁総務局・人事局との座談会…………… 2

〔実務研究／民事〕
調書判決等における請求の表示例集（追加分）
……千葉地方裁判所民事裁判部門強化研究会民訴法部会…………… 35

人身保護請求事件事務処理の手引…………… 星川 純一…………… 41

小規模特殊部の密かな楽しみ
—特殊事件の整理書面を中心として—…………… 浦城 一男…………… 89

〔実務研究／刑事〕
刑事否認事件における進行管理事務の一考察…………… 綿森 明男… 115
外4名

〔実務研究／家事〕
高松家庭裁判所（家事係）における職種間の
連携について…………… 村瀬かおる… 143

〔情報／行政局〕
改正住民訴訟の概要…………… 森鍵 …… 167

〔国際交流〕 司法補助官・書記官の法的地位と職務（その1）
—ヨーロッパ司法補助官連盟（EUR）による
比較研究—（翻訳）
……………全国裁判所書記官協議会本部国際交流委員会… 183

〔情報コーナー〕
司法制度改革を巡る状況について
—改革の具体化に向けた検討開始—…………… 小野里準一… 237
清山 智生

〔本部と支部との交流会だより〕
平成13年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）…………… 241



名古屋地・家裁岡崎支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

最高裁判所図書館



100054421

全国書協会報〔季刊〕第159号

目 次

[巻頭言]	巻札幌高裁地区支部長	1
[特集/座談会]		
最高裁総務局・人事局との座談会		2
[実務研究/民事]		
調書判決等における請求の表示例集 (追加分)		
.....千葉地方裁判所民事裁判部門強化研究会民訴法部会		35
人身保護請求事件事務処理の手引	星 川 純 一	41
小規模特殊部の密かな楽しみ		
—特殊事件の整理書面を中心として—	浦 城 一 男	89
[実務研究/刑事]		
刑事否認事件における進行管理事務の一考察	綿 森 明 男 小 田 修 三 大 荒 島 辰 佐 甲 斐 圭 司 郎	115
[実務研究/家事]		
高松家庭裁判所 (家事係) における職種間の連携について	村 瀬 か お る	143
[情報/行政局]		
改正住民訴訟の概要	森 鍵 一	167
[国際交流]		
司法補助官・書記官の法的地位と職務 (その1)		
—ヨーロッパ司法補助官連盟 (EUR) による比較研究— (翻訳)		
.....全国裁判所書記官協議会本部国際交流委員会		183
[情報コーナー]		
司法制度改革を巡る状況について		
—改革の具体化に向けた検討開始—	小 野 里 準 一 生	237
[本部と支部との交流会だより]		
平成13年度高裁管内別支部交流会における意見 (集約)		241
<hr/>		
本部だより	261	<編集手帖カット文字>の解説 ..小林保佳 .. 282
会報等在庫案内	263	
支部役員名簿	34, 40	<俳句>かすみ俳句会
判例要旨紹介		114
民事—最高裁判所判例要旨 (平成13年1月25日～3月28日)		283
刑事—最高裁判所判例要旨 (平成13年2月7日～3月12日)		284
下級裁判所判例要旨 (平成13年1月12日～3月28日)		285
家事—最高裁判所判例要旨 (平成13年7月10日)		294
下級裁判所判例要旨 (平成12年11月15日～平成13年9月17日)		295
		〔巻頭言カット.....後藤三男 (元千葉地裁)〕
		〔編集手帖カット.....小林保佳 (元長野地裁)〕

特集／座談会

最高裁総務局・

出席者

最高裁判所側			
総務局第一課長	鹿子木	康	
同第二・第三課長	中村	慎	
同制度調査室長	細田	啓介	
同参事官	松尾	孝則	
人事局給与課長	安浪	亮介	
同任用課長	堀田	真哉	
同参事官	味方	信昭	
書記官協議会側			
会長	植田	賢二	
副会長	金井	繁二	
同事務局長	伊藤	秀晴	
同経理部長	井田	登和	
同企画調査部長	小松	正良	
同同副部長	佐藤	良雄	
同編集部長	中園	敬吉	
同書記官制度研究会委員長	小池	新吉	
	藤田	清	

小松経理部長 本日は、お忙しい中を、全国裁判所書記官協議会のために、時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、総務局・人事局との座談会を始めさせていただきます。

初めに、当協議会の植田会長がごあいさつを申し上げます。

植田会長 本日は、大変御多忙中のところ、総務局からは、鹿子木第一課長、中村第二・第三課長、細田制度調査室長、松尾参事官、人事局からは安浪給与課長、堀田任用課長、味方参事官に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、当局におかれましては、平素から書記官制度の充実、書記官事務の在り方、処遇の改善等について、種々御配慮、御尽力いただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この座談会は、書記官事務に関する最近の状況や書記官制度を始めとする職員制度、任用・給与上の諸問題などについて、当局の方針や施策などの正確な情報を得て、今後の書協の活動の参考にしたいということで、毎年お願いしているものです。会員にとっては、将来の書記官制度を展望し、また、書記官事務の在り方を見直す機会となるなど、書記官として大変有意義なものとなっています。

今、書記官を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。現在、我が国では厳しい社会経済情勢の下、これまでの様々な制

と き 平成14年5月31日(金)

ところ グランドアーク半蔵門

人事局との座談会

テ ー マ

- 1 司法制度改革及び国家公務員制度改革について
 - (1) 司法制度改革と書記官制度について
 - (2) 国家公務員制度改革と裁判所の制度設計について
- 2 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について
 - (1) 審理充実事務と進行管理事務について
 - (2) 各種事件の増加と対応策等について
 - (3) 倒産法制等について
 - (4) 裁判員制度の導入等について
 - (5) 家裁への人訴移管・簡裁の事物管轄の拡大について
 - (6) 犯罪被害者保護法及びDV法の運用の実情について
 - (7) 書記官の着実な職務執行について
- 3 書記官の給与上の諸問題について
- 4 書記官の任用上の諸問題について
 - (1) 書記官の任用政策について
 - ア 主任書記官ポストの増設について
 - イ 再任用の実施状況について
 - ウ 書記官の他省庁への出向の現状とこれからの方針について
- (2) 育児休業制度の改正に伴う書記官の代替要員の確保について
- 5 書記官の研修等に関する諸問題について
 - (1) 平成14年度の書記官研修の予定とその内容について
 - (2) 新設される裁判所職員総合研修所(仮称)の進捗状況と今後の研修計画について
- 6 OA関係について
 - (1) 民事裁判事務処理システム等の導入予定時期等について
 - (2) 「裁判所の諸手続のオンライン化について(案)」の検討状況について
 - (3) OAサポート態勢の現状と今後の方針について

度の見直しが続けられていますが、本年3月に「司法制度改革推進計画」が閣議決定され、司法制度改革に関する全体的な計画が示されました。最高裁においても、「司

法制度改革推進計画要綱」が示され、最高裁が行うべき措置の全体像が示されました。また、公務員制度改革についても、第二次原案が発表されました。法制審議会の担保・

ういさ

中村
松尾
堀田
だきま

素から
り方、
御尽
くお礼

る最近
制度、
局
て、今
うこと
会員に
し、ま
会とな
ものと

く変わ
は厳し
々な制

執行法制部会においても、「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」が取りまとめられ、これについて、関係各機関の意見が求められる段階になりましたが、その中で、「民事執行に関して執行裁判所の権限とされている事項のうち、一定のものを書記官の権限とするかどうか」について、意見が求められています。私たちは、この問題について、先日、全国各地から会員を集め、座談会を開催し、熱心な意見交換を行ったところです。

このような大変革が始まろうとしている時期に、本座談会が開催されることは、誠に意義深いことであると思っています。

この座談会の内容は、会報を通じて、広く会員に紹介して、書記官事務の充実、発展のために役立て、そして、適正迅速な裁判の実現に貢献していきたいと考えていますので、テーマが多くて大変とは思いますが、どうぞよろしくお願いします。

小松経理部長 それでは、これからの進行は、当協議会の佐藤企画調査部長が担当しますので、よろしく願いいたします。

佐藤企画調査部長 企画調査部長の佐藤でございます。よろしく申し上げます。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

1 司法制度改革及び国家公務員制度改革について

(1) 司法制度改革と書記官事務について

佐藤企画調査部長 司法制度改革推進本部及び最高裁の作業の進捗状況について、改革のスケジュールと書記官制度にかかわる点を中心として分かる範囲で説明してください。

鹿子木第一課長 平成13年6月12日に司法制度改革審議会（以下「改革審議会」という。）の最終意見が提出されましたが、これを受け、政府は、平成14年3月19日に「司法制度改革推進計画」を閣議決定し、この最終意見の趣旨に則って行われる司法制度改革に関し政府が講ずべき措置の全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部（以下「推進本部」という。）の設置期限（平成16年11月30日）までの間に行うことを予定する措置について、その内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにしました。また、この計画では、最高裁においても、司法制度改革に関する施策を総合的に策定、実施することが求められています。

最高裁は、裁判制度を運営する国の機関として司法制度改革に関する施策を策定、実施する責務を負う立場から、政府が行う司法制度改革の推進に積極的に協力するとともに、最高裁が自ら行うべき施策を着実に策定、実施することにより、総合的かつ集中的に司法制度改革を推進するとの方針の下で、平成14年3月20日に「司法制度改革推進計画要綱」（以下「要綱」という。）を策定し、改革審議会の意見の趣旨に則って最高裁が行うべき司法制度改革に関する

措置の全体像を明らかにするとともに、推進本部の設置期限までに行うことを予定する措置の内容、実施時期を示しました。

政府が行う措置の具体的な内容に



鹿子木第一課長

ついでに、
めら、
推進
が行
いる、
状況
職員
な
す影
明し
充実
これ
充実
法制
れて
るよ
した
に着
また、
新たな
すが、
も検
書記
方向に
られる
があり
れる仕
納期と
現状に
してい
(2)
設
佐藤
いての
その進
可能な

については、推進本部を中心に現在検討が進められており、また、最高裁においても、推進本部等との連携を図りながら、最高裁が行う措置の具体的な内容の検討を進めているところでありますが、推進本部の検討状況等、必要な情報は随時、書記官はじめ職員にも提供していきたいと思えます。

なお、司法制度改革が書記官事務に及ぼす影響等については、昨年の座談会でも説明したところですが、例えば、民事裁判の充実・迅速化について、書記官としては、これまでも裁判官との協働態勢の下、審理充実事務に取り組んできたところですが、法制審議会民事・人事訴訟法部会で検討されている民事裁判の計画審理等に対応できるよう争点整理手続期日調書等を更に充実したものとし、書記官の審理充実事務を地に着いたものとしていくことが大切です。また、刑事裁判の充実・迅速化について、新たな準備手続の創設等が検討されていますが、その中では、書記官の役割についても検討されることになると思えます。

書記官としては、その役割の拡大強化の方向に答えられるよう、書記官として求められる資質と能力の向上に努めていく必要があります。また、書記官として今求められる仕事を的確かつ着実に処理するなど、納期と品質を意識した仕事を行うとともに、現状に甘えることなく、日々の改善努力をしていくことが必要であると思えます。

(2) 国家公務員制度改革と裁判所の制度設計について

佐藤企画調査部長 公務員制度改革についての作業が相当進んでいるようですが、その進捗状況と裁判所の制度設計について可能な範囲で説明してください。

安浪給与課長 公務員制度改革については、昨年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」（以下「大綱」という。）により、改革の大きな方向性が示され、これを踏まえつつ、現時点での内閣官房行政改革推進事務局としての、行政職の新人事制度の考え方を明らかにすることを目的として、4月25日、「行政職に関する新人事制度の原案（2次）」が示されました。現在、政府においては、制度の詳細設計、法案化に向けた作業、特別職を含む一般行政職以外の職種に関する制度の検討等が行われ、平成15年の通常国会において、国家公務員法の改正案の提出が予定され、平成18年度を目処に新制度への移行が目指されています。

裁判所職員については、現在、その任用の状況や勤務の形態が一般行政職と同様であることを理由として、裁判所職員臨時措置法等によって一般職国家公務員に適用される法令等の大部分が準用され、また、政府が提唱する改革の内容も、これまでの制度を抜本的に見直すものとなっていることから、最高裁判所としては、公務員制度改革が実施に移された場合には、裁判所職員に与える影響も極めて大きいものと認識し、これまでも、内閣官房行政改革推進事務局等に対し、検討の各段階に応じ様々な働き掛けを行ってきており、裁判所の主張も相当程度大綱等に反映されたものと考えています。

これまで最高裁判所としては、成績主義、能力主義を徹底していくという公務員制度改革の大きな方向性自体には反対するものではありませんが、裁判所の組織、職務等には特性があることから、そうした特性等



安浪給与課長

を理解してもらい、裁判所職員の全体としての処遇にも配慮された柔軟な制度設計を求めてきたところです。現在行っている裁判所の具体的な制度設計の検討につ

いては、政府が進める一般行政職に関する詳細設計、平成15年通常国会における国公法改正といった改革スケジュールをにらみつつ、それと並行して進められる特別職を含む一般行政職以外の職種に関する制度設計に対応する形で進めていくこととなります。その意味では、裁判所の制度設計を早期に明確に確定していくことは難しいことを理解していただきたいと思います。

しかし、裁判所の使命である適正、迅速な裁判の実現を目指すことのできる制度設計としては、何よりも、裁判所の組織の特殊性や裁判所職員の職務の特性等を十分に踏まえた実効性ある制度を構築する必要があります。そのためには、裁判部をはじめとした現場の実情を的確に把握し、広く職員の見解も聞きながら、裁判所の制度設計を検討していく必要があると考えています。具体的な能力等級や評価等の制度の検討に当たっても、書記官や家裁調査官といった専門職種については、特にその職務の特性等に留意する必要がありますので、その際には率直な意見をお願いいたします。

2 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について

(1) 審理充実事務と進行管理事務について

佐藤企画調査部長

ア 書記官制度については、平成12年5月に「民事立会部における書記官事務の指針」が示されましたが、この指針の定着状況について、現状をお聞かせください。

中村第二・第三課長 平成9年4月のモデル実験部開始以降進められてきた民事モデル部は、平成14年3月をもってその研究を終了したところですが、その間の平成12年5月に発出された「民事立会部における書記官事務の指針」（以下「指針」という。）は、発出から既に約2年が経過し、民事立会部の書記官の標準的な事務として、その浸透、定着が図られており、相当広く実践されつつある状況にあります。指針に基づく書記官の審理充実事務の実践は、争点について充実した審理を確保しつつ、迅速な裁判を実現するという民事訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営の実現に大きく寄与しており、多くの成果を挙げてきているといえます。今後は、各庁において、モデル部による研究の成果、そのノウハウの蓄積を



中村第二・第三課長

活かしつつ、書記官の公証官としての役割を基本として、指針に示された事務を実践することにより、民事訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営を支える審理充実事務

の浸透
いと考
司法
理の一
すく適
官は、自
裁判官
指して
うこと
極的に
す。具
に、公
必要な
心とす
し、的
とが求
これ
審理充
審理に
られた事
い方策
です。し
の立会
案の作成
とのバラ
例、録音
の作成数
指針に
が密接に
うちの
も、所期
れぞれの
よく実践
ししてき
現として
証拠調べ

の浸透・定着を更に一層進めていただきたいと思います。

司法制度改革において求められている審理の一層の充実と迅速化、国民に分かりやすく適正な裁判を実現するためには、書記官は、堅実な事務処理をすることを前提に、裁判官との協働態勢の下、民事訴訟法が目指している訴訟運営に真に役立つ事務を行うことにより、裁判体の事案解明行為に積極的に関わり、貢献していくことが肝要です。具体的には、指針に示されているように、公証官としての役割を基本としつつ、必要な期日に立ち会って争点整理手続を中心とする審理過程に積極的、主体的に関与し、的確な要領調書を効率的に作成することが求められています。

これまでの取組状況を見ると、書記官が審理充実事務を通じて得た情報を計画的な審理に適切に結び付けるなど、指針に掲げられた事務を更に発展させるなど、より良い方策を検討、実践している例もあるようです。しかし、一方では、争点整理期日への立会いや整理書面の作成、特に争点整理案の作成が自己目的化するなど、他の事務とのバランスや効率性に配慮されていない例、録音反訳の安易な多用による要領調書の作成数の減少という状況も見られます。

指針に掲げられている事務は、それぞれが密接に関連しているものであって、そのうちの一部の事務のみを取り出して行っても、所期の効果は得られないことから、それぞれの事務を一連のものとしてバランスよく実践することを協議会等を通じてお話ししてきたところです。審理充実事務の一環として行われる争点整理は、争点中心の証拠調べと的確な要領調書の作成につなが

るものですし、また、弁論準備手続期日等における手続内容の公証は、充実した円滑な期日間準備を支えることにつながります。このように、審理充実事務と公証事務は、本来、不可分の関係にあることを改めて認識していただきたいと思います。

以下、各庁における審理充実事務の実践状況について、昨年の民事立会部充実強化協議会の結果等を踏まえながら、概況をお話しします。

(ア) 事件概要メモ

事件概要メモは、第1回期日から充実した審理を行うための一つのツールであり、多くの立会部において、事件概要メモが作成されるようになってきています。しかし、形式的に全件について作成したり、そもそもの目的から離れて事務の効率性を顧みない例も見受けられます。事件概要メモの作成目的が事案の大枠を把握するためであることからすると、訴状を一読して理解することが困難な複雑な事件や当事者等の多数の事件について作成すれば足りると考えられます。なお、裁判官と共通の手控えを作成するという目的からは、期日進行管理プログラムの進行管理メモ欄を利用するという方法もあり、事件概要メモ作成の目的や効用を十分に認識し、作成を要する事件を選別するなど、合目的的な作成を工夫していただきたいと思います。

(イ) 争点整理手続期日への関与

争点整理手続期日においては、争点を明確化する手続が行われ、書記官が、立ち会った場合には、期日に行われた釈明事項、準備書面の提出期限、次回の準備事項や進行予定等を調書化するなど争点整理期日の的確な記録化を図ることにより、審理充実事

務と結びつけた公証事務を行うことが有効であり、争点整理手続の記録化は、公証事務の中で重要な位置を占めていることを改めて認識する必要があります。控訴審からも争点整理の過程を可視化することの重要性が指摘されているところです。また、調書の作成により、書記官が自らの頭で争点を整理することになり、争点整理手続に無理なく関与して、事案に対する理解を深め、争点を把握することができ、その成果を進行管理事務や的確な要領調書の作成に結び付けていくことができるという効用があります。

争点整理手続の記録化の取組として、手続の進行状況が一覧できるようなプロセスカードを作成したり、争点整理手続調書に手続内容を記録するなどの取組が広がっているところですが、このような取組は、民事訴訟手続の透明性を高め、分かりやすさを向上させるとともに、当事者への説明責任を果たすことにも資するものといえます。

ところで、争点整理手続期日における審理が年々充実してきており、書記官が全件立会又は実質的な和解期日を除いたすべての期日に立ち会っている部もあるようですが、立会自体が目的ではありません。争点整理手続期日への立会については、争点整理手続への関与が以上のような意義を有するものであるとの観点から、立ち会って何をするかという目的意識をもってその要否を判断すべきであり、立ち会うことによる審理充実に対するメリットがないような場合にまで、他の事務を犠牲にしたり、超過勤務をせざるを得なくなるまで立ち会ったりすることは非効率と思われる。特に、裁判官とは、立会いの要否の判断基準や立

ち会わなかった場合の期日の内容の伝達方法等について十分に打合せをした上、目的と事務の効率とを意識した立会を心掛けることが必要だと考えています。

(ウ) 整理書面の作成

整理書面は、裁判官との打合せ等を通じて、裁判体のニーズを十分に把握した上、事件類型や争点の内容に応じて、時系列表、主張対比表など争点整理に有益なものを作成する必要があります。ほとんどの庁で整理書面の作成に取り組まれている状況がありますが、その中には、どのような書面を作成することが役に立つかという裁判官との共通認識の形成が十分でないままに、整理書面の作成自体を目的化しているものが見られ、その結果、作成に掛けた時間と労力に見合った効果が得られていない例もあります。また、争点整理の結果をまとめるものとして要件事実や判決の事実整理のような構成で作成することまでをも予定しているものではありません。

効果のある整理書面を効率的に作成するためには、争点整理過程を通じて、どの事件についてどのような書面を作成するのか裁判官と十分打合せをしながら、適時修正を加える方法によって作成することが合理的であり、必要に応じて、当事者の協力を求めることも有用です。

(エ) 期日間準備

争点中心型の訴訟運営では、争点整理に向けた期日間における準備が必要であり、このことによって、充実した争点整理が実現でき、争点に的を絞った証拠調べと効率的な要領調書の作成が可能となります。

期日間準備は、当事者等の協力が必要不可欠であり、かなり苦勞されて取り組ま

ている
理手続
者等には
ずれ
に効果

※

ル
各
の
等
き
識
に

(オ)

指針
を基本
争点整
的、主
率的に
しかし
減少が
振り分
例も見
個々の
切な証
性の高
訴訟法
立つこと
考えてい

佐藤 企

イ

記官事務
に「指針
についても
「指針」
書記官

ている状況にあります。作成した争点整理手続調書の写しやプロセスカードを当事者等に送付することによって、勘違いや的はずれの準備の防止、提出期限内の提出等に効果を上げている取組例もあります。

※ プロセスカードとは、プロセススケールによって、大枠の審理計画を策定し、各期日において確認された争点、今後の大まかな審理予定、次回までの準備等を記載し、手続の進行状況を一望できるようにして、裁判所と当事者の認識を共有するために期日直後に当事者に交付しているものです。

(ア) 供述録取事務

指針では、書記官の公証官としての役割を基本としつつ、必要な期日に立ち会って争点整理手続を中心とする審理過程に積極的、主体的に関与し、的確な要領調書を効率的に作成することが求められています。しかしながら、全面的に要領調書作成数の減少が顕著であり、一部には、供述調書の振り分けが必ずしも適切に行われていない例も見受けられます。

個々の書記官は、争点整理手続による適切な証拠調べの絞り込みを経て、争点指向性の高い要領調書を作成することが、民事訴訟法の目指す争点中心型の訴訟運営に役立つことを十分に理解していただきたいと考えています。

佐藤企画調査部長

イ 最近、刑事立会書記官及び簡裁書記官事務についても、研究部等の成果を基に「指針」が示されました。また、家裁についても今年度中のできるだけ早い時期に「指針」が示されると聞いています。

書記官も適正・迅速な裁判と利用しやす

く、分かりやすい裁判を実現するため、裁判官との協働態勢の下、「指針」に示された事務を積極的に取り入れ、その役割を果たしていきたいと思っています。

そこで、各「指針」の概略と家裁研究係の研究状況についてお聞かせください。

中村第二・第三課長

(ア) 「刑事公判部における書記官事務の指針」について

平成9年度から5年間にわたり積み重ねられてきた刑事研究部における研究成果を踏まえ、刑事公判部における標準的な書記官事務の在り方を示すものとして、「刑事公判部における書記官事務の指針」(以下「指針」という。)を5月に発出しました。そこで、指針の概略を説明したいと思います。

指針では、まず、その基本的な姿勢として、裁判官と書記官との間で協働態勢を構築し、書記官が、裁判体から示された一般的審理方針の範囲内で、自らの裁量に基づき、事件の内容、訴訟関係人の準備状況等を把握した上、事案に応じた審理計画案の立案などに主体的、かつ、積極的に参画することを掲げています。

具体的には、まず、事前準備事務の在り方として、起訴直後における訴訟関係人からの情報収集とそれに基づいた事件の適切な振り分け、早期の証拠開示の要請について示した上、事件類型別に、自白事件、中規模否認事件及び大規模事件における事前準備事務の在り方をそれぞれ示しました。

事前準備事務の目的は、計画的な訴訟運営を行うことによって、審理を充実させ、ひいては適正かつ迅速な裁判を実現するという点にあります。ここは、書記官のコー

トマネジャーとしての活躍が期待される
ところであり、指針においても訴訟関係人との積極的な連絡調整などについて具体的に説明しています。特に、中規模否認事件においては、第1回公判期日を早めに開き、近接した第2回公判期日以降に集中審理を行うという審理形態もあるとする一方、第1回公判期日から検察官請求証人の証人尋問等を行うことが望ましいとし、いずれにしても充実した密度の濃い審理を目指すべきであるとしています。そのような訴訟運営を実現するために、書記官としては、裁判体の一般的審理方針を理解した上、その範囲内で、書記官の裁量に基づき、訴訟関係人と柔軟に対応し、事件の終局までの手続を見越した審理計画案の立案を目指すべきであるとしています。当面は、数期日先までの審理計画案の立案を行い、可能な限り、複数期日の予約などを行っていただき、徐々にその範囲を広げ、将来的には事件の終局までの手続を見越した審理計画案の立案につなげて行っていただきたいと考えています。

次に、審理計画に従った訴訟進行の実現のための期日間準備事務の在り方（訴訟関係人の訴訟準備の促進を図ることなど）を示しました。審理計画に従って訴訟進行を実現するためには、期日間準備を充実させることも不可欠であり、ここでも、書記官の主体的な関与が求められています。

さらに、事案に応じた的確かつ効率的な供述録取事務の在り方、過誤防止の観点から判決書草稿の事前点検などの判決書点検の在り方、調書判決の活用についても言及しています。判決書草稿の事前点検については、より正確な判決書の作成に資すると

いう観点から、書記官が、形式的事項のみならず、実質的な点検を行うことも有用であるとしており、調書判決の活用とあいまって、書記官のコートマネジャーとしての意識を高める効果が期待できます。

なお、参考資料として、刑事研究部において実際に用いた書式の一例も掲載しました。これらの書式は、当該部の実情を前提として作成されたものですが、各庁においても、これらを参考にしながら適宜工夫して利用していただきたいと考えています。

ところで、昨年6月に公表された司法制度改革審議会意見書は、刑事裁判の充実、迅速化の方策として、「真に争いのある事件につき、当事者の十分な事前準備を前提に、集中審理（連日的開廷）により、裁判所の適切な訴訟指揮の下で、明確化された争点を中心に当事者が活発な主張立証活動を行い、効率的かつ効果的な公判審理の実現を図ること。」としています。前述した指針の基本的な姿勢は、同意見書の趣旨にも合致するものとなっていると考えております。

これらの点に留意の上、指針に沿った運用を実践し、その運用の定着に御協力いただきたいと思っております。

(イ) 「簡裁における書記官事務の指針」 について

平成9年に設置された簡裁研究係における研究成果等を踏まえ、簡裁における標準的な書記官事務の在り方を示すものとして、「簡裁における書記官事務の指針」（以下「指針」という。）を5月に発出しました。そこで、指針の概略を御説明したいと思います。

簡裁の民事事件には、①争点が比較的少

ない事
わゆる
な内容
員が関
があり
は、書
極的に
とそれ
資する
裁判所
行の名
を果た
書記官
なる、
を極力
て新し
により
となる
や調停
るため
発信の
機動的
件は地
を担う
裁の事
訟運営
率的な
務処理
手続の
マネジ
事者が
確に収
裁判官
的確な
協働態
力」と

ない事案が多い、②本人訴訟が多い、③いわゆる業者事件や特定調停のように定型な内容の事案が多い、④調停委員や司法委員が関与する場面が多いというような特徴があります。これらの特徴は、①については、書記官が事案（紛争実態）の解明に積極的に関与していくことで、充実した審理とそれに基づく適正かつ迅速な紛争解決に資することを可能にする、②については、裁判所の中立・公平性に留意の上、事件進行の各段階で裁判所が積極的に後見的役割を果たしていく必要性が高く、そのための書記官の対応における創意、工夫が必要となる、③については、必要性の乏しい事務を極力省き、真に必要不可欠の事務について新しい事務処理の在り方を構築することにより、迅速な事件進行を図ることが可能となる、④については、裁判所と司法委員や調停委員がチームとして効果的に機能するため、チームの中で情報の収集、伝達、発信の「要」の位置にある書記官の柔軟で機動的な働きが重要となるなど、簡裁の事件は地裁の事件以上に書記官が重要な役割を担う場面が多いと言えます。そこで、簡裁の事件を担当する書記官は、裁判官の訴訟運営方針の下で、当該事務の必要性和効率的な処理方法を検討し、真に効果的な事務処理態勢を構築するとともに、紛争解決手続の全過程を通じて積極的かつ実質的なマネジメント事務を行う、具体的には、当事者から争点及び証拠等に関する情報を的確に収集し、その情報を裁判官と共有し、裁判官の審理方針を基に、当事者に対して的確な準備を促していくなど、裁判官との協働態勢を基礎として、事件進行の「推進力」としての役割を果たしていくことが求

められています。

簡裁研究係においては、研究の後半では、市民紛争型事件への関与の在り方に重点を置いた取組をしていただきました。簡裁の民事手続の中で、簡裁の特質を活かした手続として少額訴訟手続がありますが、少額訴訟手続は、導入以来、運用の工夫等により、順調に利用件数を伸ばし、市民の間に定着、浸透しつつあります。少額訴訟手続は、少額の紛争をより迅速かつ簡易に解決することを目的とした手続であり、一般市民が自ら手続を遂行することを想定し、1期日の審理で結審し、直ちに判決を言い渡すことを原則としております。この原則に従った円滑な審理を行うためには、裁判所が早期に紛争の実態を把握するとともに、当事者に対し、紛争の実態に見合った的確な準備を促し、必要かつ十分な事前準備を行い、期日では争点を絞った効率的な審理を行い、紛争の実態に即した柔軟な解決を図っていく必要があります。指針ではこのような視点を基本として、具体的には、実際の事件処理の集積を通じて、事件類型ごとの事件聴取書や証拠書類一覧表等のツールを作成し、事務処理を平準化して効率化を図る一方、係属することが少ない事案においては、裁判官との適時の協議に基づいて事件進行を図り、その結果を集積して、更に幅広い事務処理の平準化へとつなげていくことが有効であるとしています。

そして、少額訴訟事件におけるこのような視点や事務処理の在り方は、通常訴訟事件や調停事件にも基本的には妥当するものと考えています。

特に、簡裁研究係では、通常訴訟事件について、紛争実態に応じ、少額訴訟手続と

同様の訴訟運営が可能な、いわゆる準少額型の事件については、1期日（あるいは2期日）で審理を終えようとする運用が積極的に行われ、成果を上げてきました。指針でも、事案が複雑でない事件は、できるだけ積極的に準少額型の事件進行を行い、可能な限り早期の結審を目指すべきであるとしており、準少額型の定着、拡大に向けた工夫をしていただきたいと思います。

調停事件についても、書記官は、事前準備や期日間準備等を通じて、各期日における調停委員会の適切なあっせん、調停活動を実現するためのマネジメントを行う役割を担っています。調停事件には様々な内容の事案が係属しますし、また、調停委員の能力を積極的に活用し、事件の適正迅速な解決を図っていく必要があります。そこで、書記官は、当該事案がどのような紛争なのかを把握した上で適切な調停委員を指定するとともに、書記官が当事者の主張等をある程度整理して調停委員に引き継ぐのが効果的なのか、調停委員会を中心とした事案の整理、あっせん・調停活動に重きを置いた事件進行にするのが効果的なのかなど、調停委員との適切な役割分担を踏まえたマネジメントを行っていくことが有効であるとしています。

書記官の審理充実事務は、事案と状況に応じた柔軟な対応をその本質とするものですので、指針の活用にあたっては、常に事務を行う目的を念頭に置いて、指針を自己目的化し、事務処理を硬直化させることのないようにしていただきたいと思います。また、簡裁において審理充実を実現するためには、個々の書記官の取組だけではなく、簡裁全体で組織的かつ継続的に審理充実事

務を実践していくことが必要であると考えます。「民事立会部における書記官事務の指針」や「刑事公判部における書記官事務の指針」は、地裁における標準的な書記官事務の在り方を示したものであり、簡裁で行うべき事務とはおのずと異なる点もありますが、書記官が事件処理に積極的に関与していく点では共通しており、簡裁においても書記官事務の底流をなすものです。これらの点に留意して、広く本指針に沿った運用を定着させていただきたいと思えます。

(ウ) 家裁研究部係の研究状況について
家裁研究部係については、当初の設置から6年目を迎えようとしています。今年3月、研究部係における研究の成果等の中から、適正かつ効率的で、汎用性があると考えられる工夫例等を「家庭裁判所における書記官事務の指針要旨（案）」（以下「指針要旨案」という。）として取りまとめ、各研究部係に対して検討を依頼し、回答をいただいたところです。

「指針要旨案」では、家事事件について、家事相談、家事受付、遺産分割事件、家事調停事件、類型的な処理になじみやすい甲類審判事件、財産管理人選任事件といった項目、少年事件について、日常的な事務処理の在り方、複雑な事件等における事務処理の在り方といった項目を設け、それらの事務のポイントとなるべき点とその方策を記載しています。具体的な例を挙げれば、遺産分割事件に関しては、申立て時における受理面接、第1回調停期日指定後に相手方に対して行う書面照会などを通じてできるだけ有効な情報を収集し、その結果を整理、書面化して、裁判官をはじめとする関係職種との情報の共有化を図る、こうした

情報を意見具議に参定、変更に応じてる合意期日課化しか書記官に事件策を盛は、少といの認否項につの情報で、積与するでの書くといす。

指針したも究部係えた上るなど期に、指針」出した裁において示に依じステップいますなお14年度

考え
務の
事務
記官
裁で
あり
関与
おい
。こ
った
す。
いて
置か
今年
中
ると
こお
け
以下
いと
、回
いて、
家事
すい甲
いた
事。
事務処
れらの
方策を
れば、
におけ
に相手
ででき
果を整
する関
うした

情報を基に進行方針案を立案して裁判官に意見具申を行うとともに、調停期日前の評議に参加して、調停委員会の進行方針の決定、変更に関与する、調停期日には必要に応じて効率的に立会いを行い、争点に関する合意等の重要な行為が行われる場合には、期日調書を作成する、というように、長期化しがちな遺産分割事件の進行管理事務に書記官が積極的に関与して、いかに効率的に事件を進行させるかという観点からの方策を盛り込んでいます。少年事件に関しては、少年の年齢、管轄、審判条件の有無等といった形式的な事項にとどまらず、少年の認否や補強証拠の有無といった実質的事項についても法的調査を行い、その結果等の情報を裁判官や家裁調査官と共有した上で、積極的に審理計画の策定及び実行に関与する、といった従前よりも踏み込んだ形での書記官による進行管理事務を行っていくという観点からの方策を盛り込んでいます。

指針要旨案に紹介した内容は、まだ確定したものではありませんが、今後は、各研究部係から回答していただいた意見を踏まえた上で、各研究部係の工夫例等を追加するなどして、今年度中のできるだけ早い時期に、「家庭裁判所における書記官事務の指針」（仮称、以下「指針」という。）を発売したいと考えています。これにより、家裁における標準的な書記官事務の在り方として示されることになり、各庁各部の実情に応じて、可能なものからステップ・バイ・ステップで実践していただきたいと考えています。

なお、家裁研究部係については、平成14年度も設置を継続することとし、その期

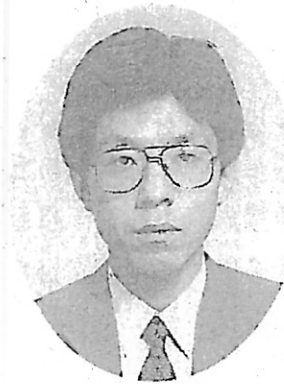
間を平成14年4月1日から1年間として、指針発出後も他庁が指針を実践していくための道筋を付けることに協力してもらいたいと考えています。例えば、研究部係の主任書記官等に、種々の機会をとらえて指針記載の工夫例等について説明してもらったり、他庁からの研究内容等に関する照会等に対応してもらうことを考えています。

佐藤企画調査部長

ウ さらに、世の中が複雑化し、専門性が重視されるようになっており、書記官も専門分野ごとの育成、配置が必要ではないかという声が聞かれるようになりましたが、どのように考えられますか。

堀田任用課長 書記官制度に係る司法制度改革の進捗状況については、冒頭に説明したとおりですが、社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展する中で、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度の構築に向けて、司法制度改革が進められている中で、裁判所がその使命を十全に果たしていくためには、書記官にあっても、裁判官との協働態勢の下、裁判官との機能分担を更に推進するとともに専門性の向上を図って、裁判運営に積極的に関わっていくことが、これまで以上に求められます。

書記官には、多様な経験を積んでもらうことを基本に据えることとなりますが、このような書記官を取り巻く状況にかんがみると、今後は、書記官の育成、配置の在り方については、専門性にも配慮した形での見直しを、中長期的スパンで図っていく必要もあるのではないかと考えています。しかしいずれにしても、当面は、「民事立会



堀田任用課長

「家庭裁判所における書記官事務の指針（仮称）」が、職場でどう実践され、定着されていくかを見極める必要もありますので、その定着状況を見守りたいと思っています。

エ その他

佐藤企画調査部長 和解への書記官の関与の在り方については、現在書研で実務研究を行っているとのことですが、書記官の和解への関与の在り方について、総務局はどのように考えておられますか。

中村第二・第三課長 和解は、民事訴訟の終局事由のうち約3割を占める重要な紛争解決手段であり、和解調書を作成する書記官は、実体法及び手続法の多くの知識を駆使して、執行上問題のない正確な和解条項の作成に努められているものと思われます。和解手続において、書記官は、裁判官との和解の方向性についての共通認識に基づいて当事者の考える和解合意に向けた条件の収集、期日間における当事者の交渉状況の聴取、和解を成立させる上で問題となる事項の調査、当事者が作成、提出した和解条項案を点検するなど、早期の和解成立に向けた準備、調整を行うなど積極的な活躍が期待されており、また、そのように実践することが指針の目的にかなうものであ

ります。

このような観点から、和解に関する書記官実務研究が間もなく刊行される予定です。具体的には、貸金関係訴訟や信販関係訴訟等を始めとした事案類型別に第1回期日前の準備や訴訟進行中における和解への関与の在り方、和解条項の作成上問題となる事項について、その具体的な方策が提示され、また、税金や民事再生手続との関係等の和解をめぐる諸問題、さらに、新しい和解制度である受諾和解、裁定和解及び現地和解の運用等についても記載されているものと聞いています。今後、同実務研究に基づいた和解関与への実践により、書記官が和解手続において大きな成果を上げられることを期待します。

(2) 各種事件の増加と対応策等について

佐藤企画調査部長 執行、倒産事件等各种事件の増加に対処するための対策をお聞かせください。なお、家裁、簡裁への人的手当てを含めてお話しください。

中村第二・第三課長 御承知のとおり、バブル経済の崩壊以降、大都市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が続いており、不動産執行事件について見ますと、新受事件数は、平成10年をピークに若干減少し、平成13年には約7万5,000件となりましたが、平成2年の約1.8倍と依然として高原状態にあります。未済事件数は平成2年には約5万9,000件であったものが、平成10年には約12万9,000件と約2.2倍にまで増加しましたが、各庁の努力によって、既済事件数も毎年着実に増加し、平成13年の未済事件数は約8万6,000件と、前年に引き続き未済事件数を減少させることができました。

今後関等には、ろであります。

また制度改実現の執行制執行事まず大度面に制部会執行手一方

破産事迷に伴年の新平成7たが、年々増新受事結果、した未5,0001倒産の増加企業倒処理のるとい急激に裁判所かねま産制度法改正さら

今後も、企業倒産事件の増加や、金融機関等による不良債権処理の動向いかによっては、新受事件数の増加も予想されるところであり、事件動向は予断を許さない状況です。

また、昨年6月に内閣に提出された司法制度改革審議会の意見書においても、権利実現の実効性の確保という観点から、民事執行制度の強化が提言されており、国民の執行事件処理に対する関心と期待は、ますます大きく、かつ厳しくなっています。制度面においても、法制審議会担保・執行法制部会が法改正を審議しており、裁判所の執行手続の運用の実情が注目されています。

一方、倒産事件のうち最も事件数の多い破産事件について見てみますと、景気の低迷に伴って事件の急増が見られ、平成13年の新受事件数は約16万9,000件となり、平成7年との比較では約3.6倍となりましたが、各庁の努力によって、既済事件数も年々増加し、平成13年は約16万9,000件と、新受事件数とほぼ同数となりました。この結果、平成10年には約6万7,000件と急増した未済事件数も、平成13年には約5万5,000件となっています。

倒産事件については、自然人の自己破産の増加に加え、平成9年ころから大規模な企業倒産事件が増加しつつあり、倒産事件処理の在り方が景気対策に関わる課題であるという見方がされてきていることから、急激に増加した倒産事件の処理が滞れば、裁判所全体の姿勢が問われることにもなりかねません。また、破産や会社更生等の倒産制度についても法制審議会倒産法部会で法改正が審議されています。

さらに、簡裁においては、刑事事件は減

少傾向にあるものの、民事事件は、特定調停を中心とした調停事件の新受事件数が、平成13年は約36万5,000件と増加を続けています。また、家裁においても、少年事件は長期的に減少傾向が続いているものの、家事事件は増加を続け、平成13年には新受事件数が約59万6,000件となっており、家裁全体の事件としては増加傾向にあります。

こうした事態に適切に対処するため、まず、不動産執行事件については、事務分配の見直し、集約方式の導入、執行官及び評価人候補者の増員等による事務処理態勢の強化、事務処理方法の改善、市場のニーズに合った最低売却価額の決定やインターネットの利用等による売却率の向上など、各庁において種々の実効的な方策が執られているところです。倒産事件についても、不動産執行事件と同様、事務処理態勢及び事務処理方法の改善、充実が図られています。また、OA化による事務の効率化も推進してきています。

さらに、こうした事務処理態勢の整備等に加え、執行、倒産部門の人的態勢の充実強化を図るため、職員配置の見直しはもとより、事件が急増した庁に対する必要な人的手当てとして、平成14年度も昨年度に引き続き、大都市周辺部の裁判所など事件増が顕著な庁を中心として、書記官の大幅な増配置を行うとともに、外部への委託が可能な業務については外部委託を実施したところです。

簡裁への人的手当てとしては、これまでも、毎年、繁忙な簡裁を中心に、書記官等の増配置を図ってきたところであり、本年4月にも大都市部を中心とした繁忙な簡裁に大幅な増配置を行いました。また、家裁

についても、繁忙な庁に対して書記官、家裁調査官の増員を行ったところでは、

以上のように、事務処理態勢等の整備・充実、OA化による事務の効率化とともに、人的手当てによる執務態勢の充実強化を図ることにより、増加する新受事件や今なお滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところですが、今後の事件動向についても十分な注意を払い、更に事件数が急増するような事態になれば、必要に応じて的確な対応策を検討していきたいと考えています。

(3) 倒産法制等について

ア 倒産法制の立法作業の現状について

佐藤企画調査部長 倒産法制の立法作業の現状についてお聞かせください。

松尾参事官 倒産法制の立法作業の現状については、法制審議会倒産法部会において、平成14年秋の臨時国会に法案を提出する予定で、会社更生法の改正を検討するとともに、同部会破産法分科会において、平成15年秋の臨時国会に法案を提出する予定で破産法等の改正作業が進められているところであります。会社更生法の改正は平成15年4月1日の施行が見込まれており、破産法等の改正は平成16年中の施行が予定されています。

また、担保・執行法制の立法作業については、平成15年4月に中間試案が公表され、各界からの意見を聴取して、同年6月から担保・執行法制部会における審議が再開され、平成15年の通常国会に法案が提出される予定で作業が進められています。

イ 執行・破産担当書記官事務の権限化について

佐藤企画調査部長 執行・破産担当書記官事務の権限化についてお聞きします。

執行・破産事務については、現在、これらの係を担当する書記官が判例、学説等を調査し、主体的に事務処理をしています。執行法・破産法の改正・制定の際に、これらの現状に見合うように、書記官権限を拡大する方向で法整備を図ってもらいたいとの強い希望があります。今後の法改正における総務局・人事局のスタンスについてお話しください。

松尾参事官 民事執行手続においては、裁判官との協働態勢の下、書記官が相当程度主体的に手続進行に関与してきたという実績があり、適正迅速な事件処理を目的として、執行手続の円滑な運営を支えてきており、また、事務処理能力のレベルアップに伴い、複雑な事案の物件明細書や配当表の原案を作成するなど、主体的かつ実質的に事務処理を行っています。



松尾参事官

また、民事執行法の理念は権利の迅速な実現にありますが、特に、不良債権処理が社会的な課題とされて以来、事件処理の迅速性が強く求められ、裁判所においても、全国的に均一な質を維持しつつ、迅速な執行手続の実現のため、書記官が裁判官と協働しながら積極的に事件の進行状況、問題点等を把握・分析し、対策を立てて迅速な事件処理を図っている状況にあり

ます
そ
執行
法制
執行
一定
いて
法制
後の
事件
果た
おけ
り迅
めに
検討
たい
長
数は
すま
つい
な処
いて
の協
財事
的に
ます
昨
にお
続け
書記
立書
の審
る監
され
今
すが

ます。

そのような状況の中、法制審議会担保・執行法制部会が取りまとめた「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」では、執行裁判所の権限とされている事項のうち一定のものを書記官の権限とすることについて、なお検討することとされています。法制審議会担保・執行法制部会における今後の検討状況をにらみつつ、書記官が執行事件の処理について、實際上重要な役割を果たしている現状にかんがみ、執行手続における制度上の書記官の役割を見直し、より迅速で、利用しやすい手続を実現するために書記官として何ができるかを具体的に検討し、より良い制度ができるように努めたいと思います。

長引く不況により、破産事件の新受事件数は年々増加し、社会経済のスピードはますます増しており、特に管財事件の処理については、適正さを維持しつつ、より迅速な処理が求められています。破産事件においても執行事件と同様、これまで裁判官との協働態勢の下、同僚事件はもちろん、管財事件についても、書記官が相当程度主体的に手続に関与してきたという実績があります。

昨年5月から、倒産法部会破産法分科会において、破産法、倒産実体法等の検討が続けられており、これまでの審議において、書記官事務に関係する事項として、破産申立書に対する補正を命ずる処分、破産原因の審理における事実の調査、管財人に対する監督事務、管轄の拡大等について議論がされている状況にあります。

今後の審議の状況によるところではありますが、破産事件における書記官の実績や事

件処理の実情等を踏まえ、破産事件の迅速・適正な処理のために、制度上書記官として何ができるかを具体的に検討し、より良い制度ができるように努めたいと思います。

(4) 裁判員制度の導入等について

佐藤企画調査部長 裁判員制度の導入に関し、裁判部の人員配置、物的設備の整備、裁判員への対応等についてお話しできることがあればお話しください。

鹿子木第一課長 裁判員制度は、司法制度改革審議会の最終意見書において、「広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」として位置付けられています。

現在、司法制度改革推進本部において具体的な制度設計が進められていますが、この制度を円滑に実施していくためには、集中審理実現のための前提条件を整備すること（裁判所の主宰による新たな準備手続の創設、証拠開示の拡充、弁護体制の強化、裁判所、検察庁の体制整備など）や、制度の趣旨や内容について、その担い手となる国民の理解を得るための方策を講じていくことが重要と思われます。

最高裁としても、「裁判員が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与する。」という裁判員制度の趣旨を踏まえ、適正な手続と真実の発見という裁判の本質を見据えつつ、評議の実効性確保や裁判員の負担といった点にも配慮された制度が考案されることを期待しており、裁判員制度を導入するための法律（平成16年通常国会に提出される予定）の施行に伴って、最高裁判所規則の整備など所要の措置を講じていく必要

があります。

裁判員制度下における書記官事務の在り方の検討に当たっては、今後の制度設計を踏まえなければなりません。昨年の座談会においても触れたように、これまで事前準備等において書記官が果たしてきた実績や各庁で取り組まれている審理充実事務の成果が問われてくるものと思われ。供述調書については、諸外国の陪・参審制の下では、調書の作成を要しないとしたり、簡単な要約調書の作成に止めるシステムもあり、我が国でどのように対応するかについては検討を要します。逐語録を作成する場合については、これまで進めてきた録音反訳方式等、現行の態勢で十分対応が可能と考えています。

(5) 家裁への人訴移管・簡裁の事物管轄の拡大について

佐藤企画調査部長

ア 家裁への人訴移管について、移管される事件の範囲、調停との関係、裁判公開の有無等を含めて、法制審議会の審議の進捗状況、その内容を分かる範囲で説明してください。

鹿子木第一課長 司法制度改革審議会の意見書において、人事訴訟事件の家裁への移管及び人事訴訟手続法の全面的改正が提言されたことを受けて、法制審議会民事・人事訴訟法部会の下に設置された人事訴訟法分科会において審議されています。

家裁への人訴移管は、家裁の機能充実の一方策として検討されています。すなわち、現状では、①一つの家庭関係事件の解決が、家裁の調停手続と地裁の人事訴訟手続に分断され、手続間の連携が図られていない、②離婚の際の財産分与、子の監護者の指定、

養育費の負担等の事件は、家事審判手続により家裁が審理するものとされているが、その一部については離婚訴訟に付随している限り地裁でも審理できるものとされており、家裁と地裁の管轄の配分が分かりづらい、などから、家裁への移管が検討されているところ。佐

人事訴訟法分科会の審議においては、家裁の管轄へ移管する事件の範囲について、人事訴訟事件、いわゆる準人事訴訟事件（協議上の離婚若しくは離縁の無効の訴え又は夫婦関係、養親子関係若しくは実親子関係の存否確認の訴え）及び人事訴訟事件の訴えの原因である事実によって生じた損害賠償請求事件とする意見のほか、遺産分割の前提問題となる訴訟事件などの家庭関係事件も含めるべきとする意見も主張されていると聞いています。人事訴訟と家事調停との関係、裁判の公開などの事項についても、移管後の人事訴訟の在り方という観点から検討されるものと考えられます。

今後の予定としては、本年8月ころまでには中間案作成に至り、パブリックコメントの手続に付され、更に審議を重ねた後、平成15年通常国会には法案が提出されるものと思われ、最高裁としても、法制審議会における審議を踏まえて、裁判を運営する立場から積極的に検討を進め、新たな法律の施行に伴う最高裁規則の整備等の所要の措置を講じたいと考えています。

また、人事訴訟事件は過去10年間の平均で年間約7,900件の新受事件数があり、平成13年には、約9,400件の新受事件数がありました。最高裁としては、地裁から家裁へシフトする事件数を踏まえながら、裁判官や書記官などの人的態勢の整備、家裁

査官
的手
ると
一
ては
つ検
佐

れて
の進
のス
鹿
最終
司法
とい
しつ
限を
簡裁
司法
書の
経済
進め
と
従前
の上
の負
と地
場合
微と
引き
る事
など
を踏
を適
しが
今

に
、
い
お
ら
て

家
、
事
件
斥
え
親
子
事
件
た
損
産
分
庭
関
さ
れ
事
調
つ
い
う
観
。
ま
で
メ
ン
後、
し
る
も
疑
念
す
る
よ
う
な
法
律
的
要
素
の
平
均
り、
平
均
が
あ
ら
家
裁
、
裁
判
家
裁
調

査官や参与員の関与の在り方、法廷等の物的手当てなどを今後検討していくことになると考えられます。

一方、人訴移管に伴う書記官事務については、法案や規則案の検討内容を踏まえつつ検討していきたいと考えています。

佐藤企画調査部長

イ 簡裁の事物管轄の引上げが検討されているようですが、法制審議会での審議の進捗状況、また、これについての最高裁のスタンス等についてお話しください。

鹿子木第一課長 司法制度改革審議会の最終意見では、簡裁の特質を十分活かし、司法に対する国民のアクセスを容易にするという観点から、経済指標の動向等を考慮しつつ、簡裁の事物管轄を定める訴額の上限を引き上げるべきであるとされています。簡裁の事物管轄の見直しについては、今後、司法制度改革推進本部において、この意見書の趣旨に沿って、そこで指摘されている経済指標の動向などを踏まえながら検討が進められることになると思われます。

ところで、事物管轄の見直しについては、従前、国民総生産の増大や消費者物価指数の上昇などの経済事情の変動に伴い、地裁の負担が増大し、第一審裁判所である簡裁と地裁との間に事件比率の不均衡が生じた場合に、①どの程度の金額までの事件を軽微と見ることができるか、②訴額の上限を引き上げた場合に新たに係属することとなる事件の性質が簡裁の審理に適したものかなど、幾つかの視点から簡裁の手続の特質を踏まえて検討がされ、第一審の裁判全体を適正迅速に処理するという観点から見直しが行われてきました。

今回の簡裁の事物管轄の見直しにおいて

も、簡裁と地裁の事件分布状況や各種経済指標の動向という指標を踏まえつつ、簡易な事件を迅速に解決するという簡裁の機能に即した事件が簡裁で取り扱われるようにするため、あるべき地裁と簡裁の役割分担を実証的に検討していくという視点が必要であると考えています。今国会において司法書士に一定の要件の下で簡裁における訴訟代理権等を付与するための司法書士法の改正法が可決・成立し、平成15年4月から施行されることになりました点も、簡裁の機能を考える上で重要となってくると思われます。

簡裁の事物管轄の見直しに当たっては、単に経済指標の動向のみならず、司法制度改革に関する他の施策との関係も踏まえつつ、簡裁の機能を充実するという観点から検討していく必要があると考えています。

(6) 犯罪被害者保護法及びDV法の運用の実情について

佐藤企画調査部長

ア ビデオリンクの利用状況、遮へい装置の利用状況、トラブルの例についてお話しください。

松尾参事官 平成12年5月19日に公布された「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」により、刑事手続において、犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、証人尋問手続における証人の負担を軽減するための手続として、①証人尋問の際の証人への付添い、②証人尋問の際の証人の遮へい、及び③ビデオリンク方式による証人尋問の制度が導入され、また、④被害者等による公判期日における被害に関する意見の陳述の制度が導入されました。

また、同日に公布された「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」においても、犯罪被害者の保護の観点から、⑤被害者等による公判記録の閲覧謄写、⑥被告人と被害者等との間で、被告事件に関する民事上の争いについて合意が成立した場合に、刑事被告事件に係属する裁判所に対して、共同して当該合意を公判調書へ記載するよう申し立て、裁判所が当該合意を公判調書に記載したときは、裁判上の和解と同一の効力を有する、いわゆる刑事和解の制度等が導入されました。

これらの制度のうち、ビデオリンク方式は、平成14年3月末時点で延べ93人の証人尋問に使われ、性犯罪の審理だけではなく、暴力団関係事件等の審理でも利用されています。

また、その他の制度は、付添いの措置が採られた証人が56人、遮へいの措置が採られた証人が1,162人、意見を陳述した被害者等が369人、意見の陳述に代えて書面を提出させることとした被害者等が99人、刑事和解が80件、被害者等による閲覧謄写が704件（いずれも平成12年11月1日から平成14年3月末日までの間の延べ数）となっています。

なお、最高裁判所が把握する限りでは、これらの制度によるトラブル等の事例は見当たりません。

佐藤企画調査部長

イ DV法の運用上の留意点についてもお話してください。

松尾参事官 平成13年10月13日から、「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者暴力に関する保護

命令手続規則」が施行されました。

いずれも概数ですが、平成14年4月までに全国で508件の申立てがあり、368件の保護命令が発令されました。そのうち接見禁止の保護命令が259件で、退去命令も併せて発令された事件が106件ありました（他に退去命令のみの発令が3件あります）。保護命令の裁判については、「速やかに」行うことが法13条に規定されていますが、平成14年4月30日現在で、認容された保護命令事件の平均審理期間は10.0日であり、これは法の要請に応えるべく、各庁において裁判官及び書記官が御尽力いただいた結果であると考えています。保護命令を発するまでの期間については、相手方の対応ぶり等の問題もあって、事件により区々であると考えられますが、今後も、迅速性と手続の適正との双方に配慮した運用を求める社会の要請に、引き続き十分留意していただきたいと思えます。

具体的な事件処理に当たっては、被害者の秘密の保持に留意し、不用意な言動により、誤解や非難を招かないように当事者に対する言葉遣いや対応には十分な注意をすることが必要であると考えています。また、不測の事態の発生に備えて、例えば、両当事者が審尋期日に顔を合わせないように当事者の待機場所、入庁退庁経路に配慮するほか、事故等の発生に備えて総務課等と連携して警備態勢を執るなど、被害者の安全に配慮することも必要であります。裁判所職員としては、DV問題やジェンダー問題について、正しく理解し、適切な事件処理ができるよう研鑽に努める必要があります。

なお、東京地方裁判所と大阪地方裁判所が法施行前から共同して協議した運用上の

留意
てい
裁、
命令
会」
から、
い。

(7)

佐藤
複雑
正が
記官
着実
られて
して
松尾
的な
充実
の具体
また、
的確
務知識
とが
とこ
記官
とを
行う
官とし
入で
ての
るよ
では
は、
処理
裁判
和解

留意点をまとめたものが公刊物に発表されていますが、本年2月に実施された東京地裁、大阪地裁及び名古屋地裁による「保護命令手続の解釈、運用についての意見交換会」の結果が公刊物に発表される予定ですから、今後の事件処理の参考にしてください。

(7) 書記官の着実な職務遂行について

佐藤企画調査部長 法的紛争が多様化、複雑化する中、新たな法制度の創設や法改正が相次いでいます。このような中で、書記官としてもこれらの変化に的確に対応し、着実に自己の職務を行っていくことが求められていると思います。留意すべき点に関してお考えをお聞かせください。

松尾参事官 各庁において書記官の積極的な審理充実事務が広がりを見せており、充実した審理の実現や審理期間の短縮などの具体的な成果も現れつつあるところです。また、相次ぐ法律の制定や改廃に書記官が的確に対応するためには、変化に応じた職務知識の獲得や執務能力の向上も欠かすことができません。

ところで、最近、債権執行を担当する書記官が、自己の事務の遅延を指摘されることを怖れて、不適切かつ不正な事務処理を行うという例がありました。これは、書記官としての基本的な職務姿勢を疑わせるケースではありますが、これ以外にも書記官としての基本的な職務知識や執務能力を疑われるような事務処理例が見受けられないわけではありません。特に、今年に入ってから、基本的な事務処理の点検を怠った事務処理例が数多く見受けられます。例えば、裁判官名のない判決正本を送達した事例、和解調書正本を他事件の当事者に送達した

事例、証人召喚状の送達を失念した事例等、不適切な事務処理の事例が少なくありません。これらの事例の大半は、基本に忠実に慎重な事務処理を行えば防げたものばかりです。

書記官事務の基本は、公証事務にあることを肝に銘じて、各人が堅実な事務処理を行っているか絶えずチェックすることが大切であり、各種の審理充実事務も正確な事務処理の基盤の上に立って、又はその延長として行うものであるとの心構えを持っていただく必要があります。また、それに加えて、適正、迅速な裁判、利用しやすい裁判の実現を求める国民のニーズに応えるためには、職員一人一人がサービス機関としての意識を持ち、調書作成や費用確定手続の処理等を迅速に行うなど納期を意識した仕事を行うとともに、基本を怠った不適切な事務が書記官に対する評価、更には裁判所に対する評価を損なうものであることを十分認識して、仕事の品質管理を厳しく行っていくことも大切です。

また、主任書記官は、日ごろから、各書記官の執務状況をきめ細かく把握し、個々の書記官が基本に忠実な事務処理を行うよう指導することも大切です。それとともに、相談しやすい職場の雰囲気作りや事務の点検態勢の整備等、適切な書記官事務が行われるための環境整備やシステム作りも心掛けていくべきでしょう。このような観点から現在「主任書記官の役割」をまとめているところです。

3 書記官の給与上の諸問題について

佐藤企画調査部長 平成14年度の級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞

かしてください。

安浪給与課長

(1) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張してその改善に努めてきたところですが、裁判の充実・迅速化を求める司法制度改革審議会の最終意見を踏まえ、その実現に向けての一連の制度改革を推進するためには、その中心的な担い手であり、職責が著しく増大している書記官について、より一層の処遇改善を進める必要があると考えています。

(2) 級別定数の改定状況

平成14年度予算における級別定数の改定要求について、財政当局は、昨年同様に、総人件費は極力抑制すべきとの立場から、級別定数改定もその例外ではなく、ゼロ査定を基本に必要最小限の改定に止めると、これまでにない強い姿勢で主張し、加えて、行政省庁の級別定数の切上げを厳しく抑制した平成13年度予算においても、裁判所については、異例とも言える定数切上げを認めてきた経緯から、行政省庁並みに総人件費極力抑制の基本方針に協力すべきであると強い調子で迫られたところです。

このような厳しい情勢ではありましたが、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進し、定着させるためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張するとともに、昨年以上に重点を絞って折衝に当たるなどの努力をした結果、大きな成果を上げることができたと考えています。特に、9年連続での主任書記官の増設や、平成10年度に実現して以来、地裁

主任書記官の9級切上げが5年続けて認められたことは意義のあることと考えています。

ア 11級関係

平成14年度は、前年度に引き続き、地裁首席書記官1（前年度1）の11級切上げが認められました（11級首席書記官：地裁100ポスト中21，家裁63ポスト中9）。

なお、このほかに首席家裁調査官についても1の11級格付けが認められました。

イ 10級関係

高裁次席書記官について2の切上げ（前年度1）が認められました。行政省庁において、10級は、高裁に相当する管区機関では「重要な業務を所掌する部の長」についてのみ認められる高い格付けですから、裁判部門のナンバー2のポストである高裁次席書記官について10級の切上げが認められたということは、書記官の職務が高く評価された結果であり、大きな成果であると考えています。これで10級の高裁次席書記官は合計12となりました。

ウ 9級関係

地裁総括主任書記官6（前年度6）、家裁次席書記官1（前年度1）の切上げを実現することができました。

地裁総括主任書記官は、厳しい折衝の結果、前年度実績と同数の切上げを実現することができ、書記官全体の官職評価の引上げという面からも大きな成果であると考えています。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、105ポスト中79が9级以上に格付けられることになりました。

なお、このほかに総括主任家裁調査官についても1の切上げが認められました。

認め
いま地裁
上げが
地裁こつい
た。り上げ
政庁
管区機
長」にから、
る高裁
認めら
高く評
あると

席書記

6)、家
上げを実

行衝の結

現する
面の引上
ると考え言につい
こ格付け調査官に
した。

エ 8級以下関係

財政当局は、総人件費極力抑制という基本方針に加えて、大量退職の影響によって裁判所の定数状況が大幅に好転していることを理由として、従前から8級以下の各級についての定数回収に対する姿勢は極めて厳しく、折衝は難航しましたが、司法制度改革推進本部の設置等、裁判所に対する国民の期待がかつてないほど大きく、こういった情勢の下で、裁判所の基幹官職である書記官等の定数が回収される事態となれば、裁判所に働く職員の士気を維持できない等考え得るあらゆる理由付けを持ち出して折衝を続けた結果、何とか定数回収を回避することができたところです。

その他の官職・級について言いますと、8級について4（前年度3）、7級について28（前年度32）、6級について21（前年度23）の切上げを実現しました。

オ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という基本方針に抵触するため、その折衝は極めて難航しましたが、裁判部門の充実強化を全面に押し出して、粘り強く折衝に当たった結果、神戸家裁に次席書記官2（8級格付け）を増設することが認められました。

また、主任書記官増設については、本年度も前年度と同数の33という大きな成果を上げることができました。

カ 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に当たっては、財政当局は、書記官の調整数や主任書記官の俸給の特別調整額との関係で、対当級で振り替えることは総人件費極力抑制の基本方針に抵触するという理由から、一

定割合で切下げを行った上で級別定数のセットを行うべきであると強く求めてきましたが、これに対しては、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を円滑に推進するためには、定員振替に伴う級別定数の切下げには一切応じられないという強い姿勢で折衝を行った結果、前年度と同様、対当級での振替が認められました。

4 書記官の任用上の諸問題について

(1) 書記官の任用政策について

佐藤企画調査部長 書記官の任用政策に関し、主任書記官ポストの増設、再任用の実施状況、書記官の他省庁への出向の現状とこれからの方針についてお聞かせください。

堀田任用課長

ア 主任書記官ポストの増設について
官職増設についての財政当局の姿勢は前述のとおり、極めて厳しいものでした。主任書記官ポストの増設要求に係る折衝は、管理職ポストの著しい増大となること、本庁課長並みのポストを相当数増設することは、総人件費極力抑制という基本方針に抵触することなどから非常に難航しましたが、司法制度改革審議会の最終意見においても、裁判の充実・迅速化が求められていることから、裁判部の充実強化という視点を全面に押し出し、事件が増加し、その内容も複雑困難化する中で、より一層適正迅速な裁判を実現していくために、書記官の役割が一層重要となること、それに伴って、書記官に対する管理・調整の必要性が増大していること等を説明した結果、平成14年度予算では、前年度実績と同様の33（前年度33.9か年度分で241）の増設を実現する

という大きな成果を上げることができました。

主任書記官ポストの増設については、少量退職期における書記官の昇任機会の減少に対処するという効果があることはもちろんのことですが、適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、今後も引き続き主任書記官の増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

また、大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、財政当局と折衝を重ねた結果、平成10年度予算ではじめて9級切上げが認められ、その後も同様に切上げが認められてきています。この切上げを受けて、これまでに、東京地裁執行部等に7、大阪地裁執行部等に4、横浜地裁、名古屋地裁、福岡地裁の執行部等に各2、さいたま地裁、千葉地裁、札幌地裁に各1の総括主任書記官ポストの増設を行ってきています。

主任書記官9級切上げは、書記官の処遇改善に資することはもとより、書記官全体の官職評価の引上げにもつながりますので、引き続き努力を続けていきたいと考えています。ただ、9級は、行政官庁では「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思えます。

イ 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員につい

ては、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。本年4月に再任用された者は111人（昨年度は75人）で、平成13年度定年退職者（本年度再任用対象者）の約40.8パーセント（昨年度は27.2パーセント）でした。このうち書記官（有資格者）についてみると、約36パーセント（昨年度は約15パーセント）の者が再任用されています。任地については、各庁において、新再任用制度の趣旨を十分に踏まえたきめ細かな調整が行われた結果、再任用者全員が希望任地（地家裁管内）で再任用されています。

今後、公的年金の満額支給年齢の引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者が増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、更には現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われるので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていききたいと考えています。

なお、書記官の皆さんの定年退職後の雇用については、再任用や臨時的任用といった裁判所内の再雇用だけでなく、司法協会や公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員、労働基準監督署の相談員等へのあっせんにより再就職する場合もあり、以上に述べた再任用以外に、このような法律専門職としての能力、経験を活かした裁判所外への再就職あっせんの充実についても、引

き続
いま他
現在
な出

①

院（

会1
委員国税
名古

金融

1、
革推出
通常他
を経

が高

門性

ひい

り、
トも

に必

今後

きた
(2)
佐
に伴
明し
味

き続き一層の努力をしていきたいと考えています。

ウ 書記官の他省庁への出向の現状とこれからの方針について

(ア) 出向の現状

他省庁等への出向は、平成14年4月1日現在、12か所24人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

① 衆議院（法務調査室）1，② 参議院（法務調査室）1，③ 裁判官訴追委員会1，④ 弾劾裁判所2，⑤ 公害等調整委員会1，⑥ 公正取引委員会2，⑦ 国税不服審判所（東京，関東信越，大阪，名古屋，広島）6，⑧ 人事院1，⑨ 金融庁2，⑩ 国土交通省（大阪航空局）1，⑪ 預金保険機構2，⑫ 司法制度改革推進本部事務局4。

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないし3年となっています。

(イ) これからの方針

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

(2) 育児休業制度の改正に伴う書記官の代替要員の確保について

佐藤企画調査部長 育児休業制度の改正に伴う書記官の代替要員の確保について説明してください。

味方参事官 育児休業を取得した書記官

は、最近数年間では、平成10年度が69人（うち男性職員0人。以下（ ）内は男性職員数で内数）、平成11年度が59人（3人）、平成12年度が81人（1人）、昨年度が91人（5人）となっており、そのうち臨時的任用を行ったものは、平成10年度が64人（92.8%）、平成11年度が57人（96.6%）、平成12年度が78人（96.3%）、昨年度が85人（93.4%）となっています。

このように、育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用は、育児休業制度の定着とともに、極めて高率で行われるようになっていますが、昨年度の臨時的任用85人のうち、書記官を任用できたのは25人（29.4%）に止まっています。

ところで、平成14年4月1日から、育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられるとともに、育児休業職員の業務を処理するため、育児休業期間を任用



味方参事官

の限度とした任期付採用制度が新たに導入されました。今回の改正は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が共に家庭責任を担いつつ、公務と育児が一層容易に両立できるようにするとの趣旨に基づくものです。共済組合の育児休業手当金の支給期間や掛金免除の特例期間は従前どおり1年であるものの、保育園への入園等との関係で、育児休業期間が全体的に長期化することが予想され、また、女性書記官数の増加により、今後、育児休業取得者数自体も増加すると思われますので、育休代替要員の

確保の問題がますます大きな課題となることは想像に難くありません。

そこで、今後もより一層、書記官の育児休業に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。その方策としては、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている書記官有資格者に対し、再任用の意向確認手続等の機会を利用して、任期付採用等の希望の有無についてきめ細かな情報収集を行っています。また、「退職者カード」についても、退職者の退職後の動向の把握にも努め、データを常に最新のものに更新するなどして、代替要員の確保に役立ててもらっています。

また、任期付採用者の給与格付けについても、臨時的任用と同様に、再任用者よりも有利な俸給月額に決定できるような方式を採ることとし、任地面等でも折り合えば再任用希望者が育休代替要員として活躍してもらえる環境作りも行ってきました。

このような方策を講じてきてはいますが、少量退職期で任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、既に見てきたとおり、育児休業取得者は今後も確実に増加することが見込まれます。また、育児休業期間についても、今回の育児休業法の改正を受けて、年度期首から期末までの1年を通じて育児休業を取得する職員が増加することが見込まれます。このように、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれたので、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して、平成14年度におい

ては、書記官に限ってではありますが、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定数の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしました。

なお、書記官の任期付採用等候補者の確保ができない場合には、事務官の任期付採用等を行うことが多いかと思われませんが、事務官での任期付採用等につながる場合に限ってではありますけれども、産前・産後の特別休暇の期間についても事務官の業務を処理するための要員を、言わば事務補助要員として、賃金雇人の形で雇い入れることを認めてきています。最近の3年間では、平成11年度に書記官の育休代替措置として事務官を臨時的任用した32人のうち25人(78.1%)、同様に平成12年度は57人のうち56人(98.2%)、昨年度は60人のうち56人(93.3%)について賃金雇人が雇用されています。

5 書記官の研修等に関する諸問題について

(1) 平成14年度の書記官研修の予定とその内容について

佐藤企画調査部長 平成14年度の書記官研修の予定とその内容についてお聞かせください。

味方参事官

ア 書記官基礎研修(基礎研)

平成14年度の基礎研は、平成13年度と大きな変更はなく、書記官任用試験(CP-54)合格者を対象として2回に分けて実施します(第1回は4月5日～5月24日、第2回は5月29日～7月12日)。

基礎研は、1箇月半程度の短い研修期間で民事、刑事、家事及び少年のすべての科

目の研修を受けてもらうこととなりますので、実効性を高めるとの観点から、できるだけ多くの科目単位数を確保するために、5時限授業を実施しているほか、研修参加前の3月に、書記官事務に關与する機会を与え、書記官任官後の職務に円滑に適應させるとともに、基礎研の研修内容の理解を容易にするとの観点から裁判事務修習を実施するよう、各庁をお願いしてきています。

具体的には、次のとおりです。

(ア) 研修員が、現在担当している分野に關連した科目をより多く受講できるよう、単位数の一部について選択コース制を採用しています。選択コースは、民事立会・執行コース、民事立会・簡裁コース、刑事立会コース、家裁コース（家事コース及び少年コース）となっています。

(イ) 研修内容について、実務に即応する科目の充実を図るため、各選択コースの内容の見直しを毎年行ってきています。

平成14年度は、裁判所における情報化の急速な進展及び今後予想される裁判事務処理システムの全国展開を踏まえて、各コース共通の科目として「裁判所の情報化について」を新設し、総務局制度調査室の施策の解説及び民・刑裁判事務処理システムのデモンストレーションを実施します（第1回基礎研においては、4月19日（金）に実施しました。）。

また、限定された期間内でより研修効果を上げられるよう、科目間の一層の集中・連携を主眼としてカリキュラムの配置等を見直しました。

イ 書記官総合研修（総研）

高裁委嘱研修である総研については、実務処理能力の向上に關する知識付与に重点

を置いたものから、応用力や問題意識をかん養し、中堅書記官として期待される役割について自覚を促すという職務意識の向上を目指すものへと研修内容を徐々にシフトしていくという方針に基づき、内容を刷新して実施してきました。

書記官には、公証事務の担い手としての役割をベースに、コートマネジャーとして審理の過程に積極的に關与していくことが要請されていることにかんがみ、実務科目については、実際の事件記録等を基に作成された演習記録や事例問題を素材として、事件の受理から終局までの手続的な流れを意識しつつ、審理段階に応じた実務上の問題点につき多角的に検討を行う内容で実施してきています。

また、研修員が主体的、積極的に研修に参加できるように、研修員に討議の司会を行わせたり、一つの班を更に少人数のグループに分けて研修員相互の自主的な討議、発表を促す方式で実施するよう、高裁に依頼してきているところです。

さらに、平成14年度は、刑事部門について、過誤事例の増加や、本研修の参加者に刑事実務未経験者が多いという実情にかんがみ、「刑事記録演習」を実施することを予定しています。取り上げる内容については、従前の記録演習のような単に不適法、不相当事項の指摘、発見にとどまらず、その原因の探究や、そのような処理が事後の手続にもたらす影響、更には発生した過誤への対応の在り方にまで及ぶものとし、かつ、最新の通達等を盛り込んだものとする予定です。

ウ 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現

在、高裁委嘱研修で新任中間管理者研修を、中央研修において中間管理者（裁判部）研修を実施しています。

中間管理者（裁判部）研修は、中間管理者として一定の経験を積んだ研修員に対し、より高度なマネジメント能力の付与と、管理者に必要な視野の拡大を目的として実施してきていますが、平成14年度も同様の目的で実施したいと考えています。今年度は、11月11日～15日、11月25日～29日、平成15年1月27日～31日の3回を予定しています。

エ 書記官実務研究会

平成14年度に実施を予定している研究会は、「民事実務研究会（第1回）」、「民事実務研究会（第2回）」、「刑事実務研究会」及び「家事实務研究会」の4本であり、それぞれ、次のようなテーマを中心として実施する予定です。

(ア) 民事実務研究会

第1回は7月10日～12日の日程で40人の参加を、第2回は平成15年2月3日～5日の日程で50人の参加を、それぞれ予定しています。

第1回については、司法研修所が実施する平成14年度民事実務研究会と一部合同で実施し、「裁判官と書記官との連携・協働の在り方」のテーマの下に、審理充実事務及び過誤防止の二つを取り上げ、裁判官と研究討議を行う予定です。

また、第2回については、簡易裁判所の書記官事務を取り上げ、「少額訴訟その他市民型訴訟事件を中心とした簡裁における書記官事務をめぐる諸問題」をテーマとして実施する予定です。

(イ) 刑事実務研究会

12月2日～4日の3日間で、被害者保護のほか、裁判官と協働の観点から、事前準備、期日間準備、結審後の事務（判決書の点検等）を含めた審理充実事務における書記官の役割を主なテーマとして実施する予定です。人員は60人を予定しています。

(ウ) 家事实務研究会

平成15年2月17日～19日に、人員30人で実施する予定です。内容については、「成年後見制度」をテーマに、司法研修所及び家庭裁判所調査官研修所と一部合同で実施することを予定しています。

オ 書記官実務研究

平成14年度の書記官実務研究については、複数のテーマを候補として検討を進めてきたところですが、諸般の事情により、平成14年度は、実施しないことになりました。

(2) 新設される裁判所職員総合研修所（仮称）の進捗状況と今後の研修計画について

佐藤企画調査部長 新設される裁判所職員総合研修所（仮称）の進捗状況と今後の研修計画についてお聞かせください。

安浪給与課長

① 進捗状況について

裁判所職員総合研修所（仮称）（以下「新研修所」という。）の平面計画につきましては、昨年4月18日に案を提示し、広く職員の意見を聴取した上、それを踏まえて、テラス、ロビー等の休憩スペース等を増設するなどの一部の変更を行った上で、同年7月下旬に確定いたしました。その後、実施設計を終え、現在は施行業者も決まって、着工の運びとなっています。

新研修所の組織・機構については、書記官及び家裁調査官の職務の専門性を高め、

職
研
構
鋭

と
所
記
性
と
層
定
等

ス
へ
つ
i
処
を
で
体
も
と
い
及
岡
高
で
り、

護
準
の
書
予

い
「
成
び
施

は、
て
平
成
た。
修
所
修
計

所
職
後

つ
き
、
広
ま
え
、
等
を
こ
で、
の
後、
ま
ま

書
記
の
め、

職種相互間の連携を一層緊密にするという研修所統合の目的に適合する組織・機構を構築するという観点から、最高裁において鋭意検討中です。

② 今後の研修計画について

新研修所は、現在の裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合した研修所ですから、基本的な考え方としては、書記官、事務官及び家裁調査官各職種の専門性を高める方向で研修の充実・発展を図るとともに、各職種間の協働・連携をより一層深めるといった観点に立って研修計画を策定する予定ですが、現在、その企画・立案等の作業中です。

6 OA関係について

(1) 民事裁判事務処理システム等の導入予定時期等について

佐藤企画調査部長 民事裁判事務処理システム、刑事裁判事務処理システムの各庁への導入予定時期その他の部門の状況等について説明してください。

細田制度調査室長 まず、民事裁判事務処理システムは、民事訴訟事件の事務処理を受付から終局、記録の保存廃棄に至るまでトータルに管理し、民事裁判事務処理全体を効率化、省力化、高度化しようとするものですが、裁判所における基幹システムとして、平成12年9月から宇都宮地裁において本格稼働し、平成13年6月に大津地裁及び岐阜地裁、同年9月中にさいたま地裁、岡山地裁、長崎地裁、福島地裁、旭川地裁、高松地裁でそれぞれ稼働を開始し、これまで順調に運用されています。

平成14年度には10庁に導入する予定であり、9月ごろ京都地裁、金沢地裁及び秋田

地裁において、12月から平成15年1月ごろにかけて横浜地裁、広島地裁、熊本地裁、宮崎地裁、青森地裁、札幌地裁及び徳島地裁において、それぞれ稼働を開始する予定です。

これまでの導入庁における運用状況や職員の意見等を踏まえて改修を進めており、今年度の導入庁には、改修後のシステムが導入される予定です。

次に、刑事裁判事務処理システムは、公判請求事件をはじめとする刑事事件全般（いわゆる一般令状請求事件を除く。）の事務処理を、受付から終局に至るまでトータルに管理し、刑事裁判事務処理全体を効率化、省力化し、適正さの維持を確保しようとするものですが、平成13年10月から名古屋地裁において本格稼働しました。

平成14年度には11庁に導入する予定であり、9月ごろ宇都宮地裁、京都地裁、岐阜地裁、長崎地裁、福島地裁及び旭川地裁において、12月から平成15年1月ごろにかけて前橋地裁、広島地裁、青森地裁、札幌地裁及び松山地裁において、それぞれ稼働を開始する予定です。



細田制度調査室長

刑事裁判事務処理システムについても、名古屋地裁における運用状況や職員の意見等を踏まえて改修を進めており、今年度の導入庁には、改修後のシステムが

導入される予定です。

平成14年度の導入展開が予定どおりなされた時点で、民事裁判事務処理システムの

導入庁は19庁、刑事裁判事務処理システムの導入庁は12庁となり、少なくともいずれかのシステムが導入されている庁は全国の地裁本庁の約4割に当たる22庁となります。

なお、家庭裁判所の裁判事務全体のシステム化についても、長期的に検討を進めていきたいと考えています。

(2) 「裁判所の諸手続のオンライン化について(案)」の検討状況について

佐藤企画調査部長 「裁判所の諸手続のオンライン化について(案)」の具体的な検討状況について説明してください。

細田制度調査室長 裁判所の諸手続のオンライン化については、司法制度改革審議会の意見書において、「現在の情報通信技術(IT)の発展は目覚ましく、手続の効率化、迅速化及び利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要がある。このため、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用すべきであり、インターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべきである。」とされているところであり、政府が整備し始めているいわゆる e-Japan 重点計画策定の動向も見据えながら、現在、具体的な検討を始めているところです。

具体的なオンライン化に関しては、近時におけるITの発展、特にインターネットの目覚ましい普及にかんがみれば、民事訴訟手続におけるオンライン化の要請は極めて高いものと思われまふ。最高裁判所としても、インターネットを利用した各種裁判手続のオンライン化に向けて、まず、その

基盤となる汎用受付等システムと認証局システムを今年度中に開発する予定で、現在その準備を進めています。

今お話しした汎用受付等システムとは、オンライン申請を行う利用者に対して、インターネットのホームページを通じて、オンライン化される手続についての統一的な窓口機能を提供するシステムであり、将来的には電子的に文書を提出するような場合のフォームの提供、
との連携もこのシステムで行うことを考えています。

一方、認証局システムとは、裁判所の職員の官職を認証し、職員が発する電子文書に添付されてその官職を証明する電子証明書の発行等を行うものであり、将来的には、行政府において既に構築されている政府認証基盤のシステムに参画して、オンライン申立てをされた書類に添付された当事者の電子証明書の有効性を確認できるようなシステムとすることを考えています。

平成14年度は、汎用受付等システムや認証局システムの開発のほか、支払督促手続全体のオンライン化に向けた業務分析を実施する予定です。

裁判所におけるオンライン化については、手続の大部分が、行政府省と申請者との間の文書のやり取りというような二面的な構造ではなく、申立側、相手側、裁判所という三面構造から成り立っており、内容的にも複雑であり、電子的に提出された文書の送達をどうするかという問題、手数料の納付に関わる諸問題、訴訟記録との関係をどう整理するかといった問題など、裁判所特有の様々な問題が数多くあることから、今後、技術面や制度面など多角的な検討を行っ

てい
具1
15年1
補と
関す
平成1
の候
申立
検討
相手
政機
督促
てい
民
訴状
達を
か、
な効
ライ
在り
理の
民事
の検
当で
な
につ
や事
られ
てい
(3)
佐
現状
てお
細

ていく必要があります。

具体的には、民事訴訟手続のうち、平成15年度にオンライン化を開始する手続の候補としては、移送に関する申立て、証拠に関する申立て、期日に関する申立て等を、平成16年度にオンライン化を開始する手続の候補としては、訴訟記録の閲覧に関する申立て、正謄本、証明書に関する申立てを検討しています。平成17年度には、手続上相手方当事者の関与がない場面が多く、行政機関における手続に類似した側面を持つ督促手続のオンライン化を候補として考えています。

民事訴訟手続の最も代表的な文書である訴状については、手数料の納付の問題、送達を要する文書であるという問題があるほか、訴訟を開始させる訴訟手続上最も重大な効果を生じさせる文書であり、このオンライン化のためには、民事訴訟手続全体の在り方及びそれに応じた裁判所内の事務処理の在り方といった検討を行う必要があります。民事訴訟手続全体のオンライン化の在り方の検討を十分に行った上で進めることが適当であると考えています。

なお、民事訴訟手続以外のオンライン化についても、利用者に対するサービス向上や事務の効率化等の観点から、適当と考えられるものについてはオンライン化を図っていきたくて考えております。

(3) OAサポート態勢の現状と今後の方針について

佐藤企画調査部長 OAサポート態勢の現状（研修を含む。）と今後の方針についてお聞かせください。

細田制度調査室長

ア OAサポート態勢確立の経緯

平成12年4月から、高・地裁の大規模庁を中心として、OAサポート態勢を確立し、OAサポートを職務として担当する職員を配置することとしました。

このようなOAサポート態勢を確立するに至った背景としては、パソコンの利用を前提とするシステムの開発・導入の進展やパソコンの配布台数とトラブルの増加、自庁研修の充実の必要性が挙げられます。

このような背景を踏まえ、システムやネットワークの利用についてのサポート、パソコンのトラブルへの対応、自庁研修への協力を職務として行う職員をシステムが導入される庁を中心として、早期に配置する必要があると考えられたところです。

これまでは、このようなサポート事務は、パソコンに詳しい職員の自発的な協力に支えられていましたが、協力する人の負担も重くなっているとの指摘もあったところであり、これらのサポート事務を業務の一部として取り込む必要があると判断したものです。

イ OAサポート事務の内容

OAサポート事務担当者が担当するサポート事務についてですが、まず、業務の対象は、第1に期日進行管理プログラム（裁判事務処理システム導入庁にあっては裁判事務処理システム）、第2に部内LAN（LANを構成するパソコン等の機器を含む。）、第3に訟廷事務室に導入されたJ・NET端末等となっています。

次に、業務の内容としては、第1に技術的な情報伝達の窓口として、総務局制度調査室から提供された情報の書記官室等への伝達及び各書記官室から出された期日進行管理プログラム等に関する意見、要望等の

伝達，第2に機器，ネットワーク，期日進行管理プログラム等のトラブル対応，第3にOA研修への協力となります。

総務局以外の局課が開発し，展開しているシステム等のサポートについては，OAサポート事務担当者の職務外ということになりますので，御注意いただきたいと思えます。

なお，業務内容の第2及び第3については，これまでは各庁の実情に応じて行うものとしていましたが，高裁及び地裁においては，OAサポート事務の定着状況にかんがみ，各庁の態勢が整い次第，それらについてもOAサポート事務担当者の中心的な業務として行ってもらうこととしました。

ウ 情報処理研修の実施

OAサポート事務担当者に対しては，前述の事務を処理するために必要な知識・技能を修得してもらうために，書記官研修所において実施する情報処理研修に参加してもらうこととしています。

昨年度は，3回に分けて実施しました。第2回目の研修は，OAサポート事務担当者のみを対象とし，OAサポート事務を行うために必要な実践的な知識等を身につけてもらうことを目的として実施しました。

内容的にも充実したものとなり，研修員からも最新の情報が得られ有益だったとの意見が寄せられるなど好評でした。また，第3回目は，家裁所属の職員を対象とした研修を実施しましたが，これは，家裁にOAサポート事務担当者を配置することとしたことによるものです。

エ OAサポート態勢の評価と今後の課題

OAサポート事務担当者が配置されている庁については，サポート態勢は確実に機能していると考えています。

特に，裁判事務処理システム導入庁では，OAサポート事務担当者が中心となって活躍し，本格稼働前の習熟訓練，本格稼働後の職員へのサポート，障害等についての制度調査室への連絡等が円滑に実践されるなど，所期の成果が上がっており，基本的には，同システムを導入する前提条件として，OAサポート事務担当者が配置されていることが必要であると考えています。

それ以外の庁についても，OAサポート事務担当者の知識や技能が情報処理研修等を通じて向上したことにより，制度調査室とOAサポート事務担当者配置庁との間における技術的な情報についてのやりとりが

スムーズに対応されるよ
室によ
短時間
今後
担当
者の
ていま
の配布
い次第
今後は
着化を
OA
各庁に
等も見
心に検
佐藤
した。
だきま
だきま
小松
会を終
り，植
す。
植田
テーマ



座談会風景(総務局関係)

スムーズに行われ、また、迅速なトラブル対応により、機器の復旧等が速やかに行われるようになり、それに対応して制度調査室によるサポートも容易に行われ、かつ、短時間で終了するようになってきています。

今後の課題ですが、OAサポート事務担当者の配置は、これまで高・地裁に限られていましたが、家裁についても、パソコンの配布状況などを考慮し、各庁の態勢が整い次第配置することとしました。そこで、今後は家裁におけるOAサポート態勢の定着化を図ることが重要な課題となります。

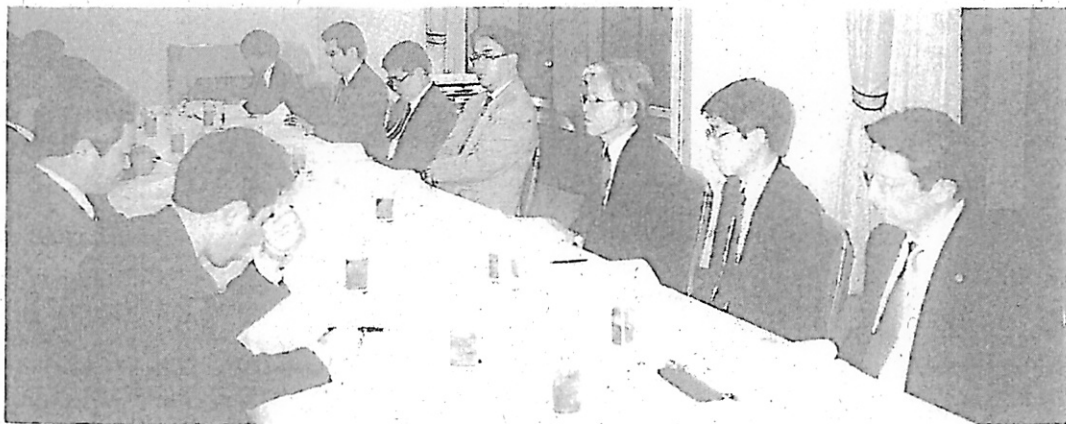
OAサポート態勢の在り方については、各庁におけるOAサポート態勢の運用状況等も見ながら、今後とも、制度調査室を中心に検討を進めていきたいと考えています。

佐藤企画調査部長 ありがとうございます。質問事項についてすべてお答えいただきましたので、進行役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

小松経理部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、植田会長からごあいさつを申し上げます。

植田会長 本日は、お忙しい中、多くのテーマについて、大変有意義なお話を伺う

ことができました。誠にありがとうございました。書協としては、本日伺ったことを書記官事務の充実、発展のために役立て、そして、適正迅速な裁判の実現に貢献していきたいと考えています。今後とも、書協のために、御指導、御支援をいただきますよう、お願いいたします。



座談会風景(人事局関係)